

薩摩川内市 閉校跡地利活用

企業様向け制度説明資料



薩摩川内市 行政管理部

財産マネジメント課

〒895-8650

鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111

FAX 0996-25-1704

E-mail z.katsuyou@city.satsumasendai.lg.jp

■薩摩川内市の概要

- ・ 平成16年10月に1市4町4村による市町村合併
- ・ 人口約9万2,400人 面積682.9km²(県内最大)
- ・ 鹿児島市から新幹線で最速12分、博多駅から1時間14分
- ・ 南九州自動車道 薩摩川内都IC、高江IC、水引ICの3インターあり



寺山からの市街地

■財産仕分けの取組み

- ・ 合併後10年が経過し、今後厳しくなる財政状況を踏まえ、平成25年2月に「公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分け・利活用方針」を策定
- ・ 方針策定時の施設保有数 1,230施設から令和2年度までに 1,065施設を目標に維持管理経費削減に取り組んだ
- ・ これまでに市所有のホテルや公衆浴場を民間に譲与、貸付を実施済
- ・ 廃止 → 解体ではなく、利活用を目標に事業推進を図る

■閉校跡地の概要 1

NO	閉校跡地	閉校年次	建築年月	経過年数	現在の利活用状況	敷地面積 単位: m ²
1	旧浦内小	H20	S53. 3	47	エネルギー施設、消防団車庫	6, 805. 00
2	旧倉野小	H22	S61. 2	39	物流倉庫事業 (R5. 12. 19)	8, 356. 00
3	旧野下小	H23	S60. 3	40	ボーイスカウトの活動拠点施設	6, 790. 70
4	旧平良小		S54. 3	46		6, 890. 00
5	旧寄田小	H24	H1. 3	36	※ 開業準備中 (宿泊施設事業)	8, 905. 00
6	旧滄浪小		S53. 3	47	宿泊施設事業 (R7. 7. 1)	5, 802. 00
7	旧高城西中		H5. 3	32		12, 831. 00
8	旧子岳小		S59. 3	41		2, 656. 00
9	旧青瀬小		S57. 3	43	かのこ幼稚園及び下甕保育所へ転用	7, 798. 00
10	旧西方小	H25	S39. 3	61	まるごとささえ愛事業 (1 階部分)	8, 558. 42
11	旧藤本小		S61. 3	39		7, 081. 00
12	旧西山小		S61. 3	39		3, 303. 00
13	旧湯田小	H26	S59. 3	41		9, 737. 00
14	旧吉川小	H27	H1. 3	36		7, 107. 00

※ R7. 7月データ

※ 網掛けは、現在利用中 (青: 公的活用、黄: 民間活用)

■閉校跡地の概要 2

N0	閉校跡地	閉校 年次	建築 年月	経過 年数	現在の利活用状況	敷地面積 単位: m ²
15	旧山田小	H29	S55. 3	45	外国人技能実習研修施設事業 (H30. 10. 27)	7, 750. 00
16	旧南瀬小		S59. 3	41	外国人技能実習研修施設事業 (H31. 3. 27)	12, 175. 00
17	旧鳥丸小		S53. 3	47		10, 048. 00
18	旧藤川小		S56. 3	44	※ 開業準備中 (総合福祉事業)	8, 417. 10
19	旧陽成小	H30	S49. 12	51	スポーツ施設事業 (R3. 10. 31)	11, 130. 00
20	旧大馬越小		S56. 4	44		11, 532. 00
21	旧朝陽小		H3. 3	34	ワイナリー事業 (R5. 6. 5)	7, 152. 00
22	旧高江中		S60. 3	40	スポーツ拠点施設事業 (R2. 4. 1)	9, 843. 00
23	旧東郷小	H31	S49. 3	51	※ 更地解体済み (R7. 3. 17)	6, 154. 00
24	旧東郷中		S39. 3	61	胡蝶蘭栽培事業 (R4. 6. 24)	19, 831. 00
25	旧黒木小	R6	S54. 3	46		9, 562. 00
26	旧上手小		S41. 3	59		11, 479. 00

※ R7. 7月データ

※ 網掛けは、現在利用中(青: 公的活用、黄: 民間活用)

■ 閉校跡地の紹介 1



■閉校跡地の紹介 2



■閉校跡地利活用のための制度

【遊休公共施設等利活用促進条例】 ※平成28年4月制定

- ・ 遊休公共施設の利活用を推進するため、制度策定

① 土地、建物の減額譲渡 ……評価額の1/10に減額

② 土地、建物の減額貸付及び10年後の無償譲渡

……貸付料を評価額の1.4/100に減額



更なる制度の拡充

平成29年4月～ 制度改正

【遊休公共施設等利活用促進条例の改正】 ※平成29年4月改定

- ・ 閉校跡地の利活用をさらに推進するために…

③ 増築等助成金の交付(一部の解体含む)

……1閉校跡地につき、上限1億円(補助率1/2)

④ 固定資産税の課税免除(3年間) ……土地、建物、償却資産

【閉校跡地利活用制度の6年延伸を決定】 ※令和6年～令和11年度まで

■制度活用のための要件・条件

1. 閉校跡地において、新たに、または移設して、若しくは、増設して事業を行うこと
2. 新たに正規社員を採用すること ※1名以上
3. 文部科学省の財産処分の承認後に事業着手となることを了承すること



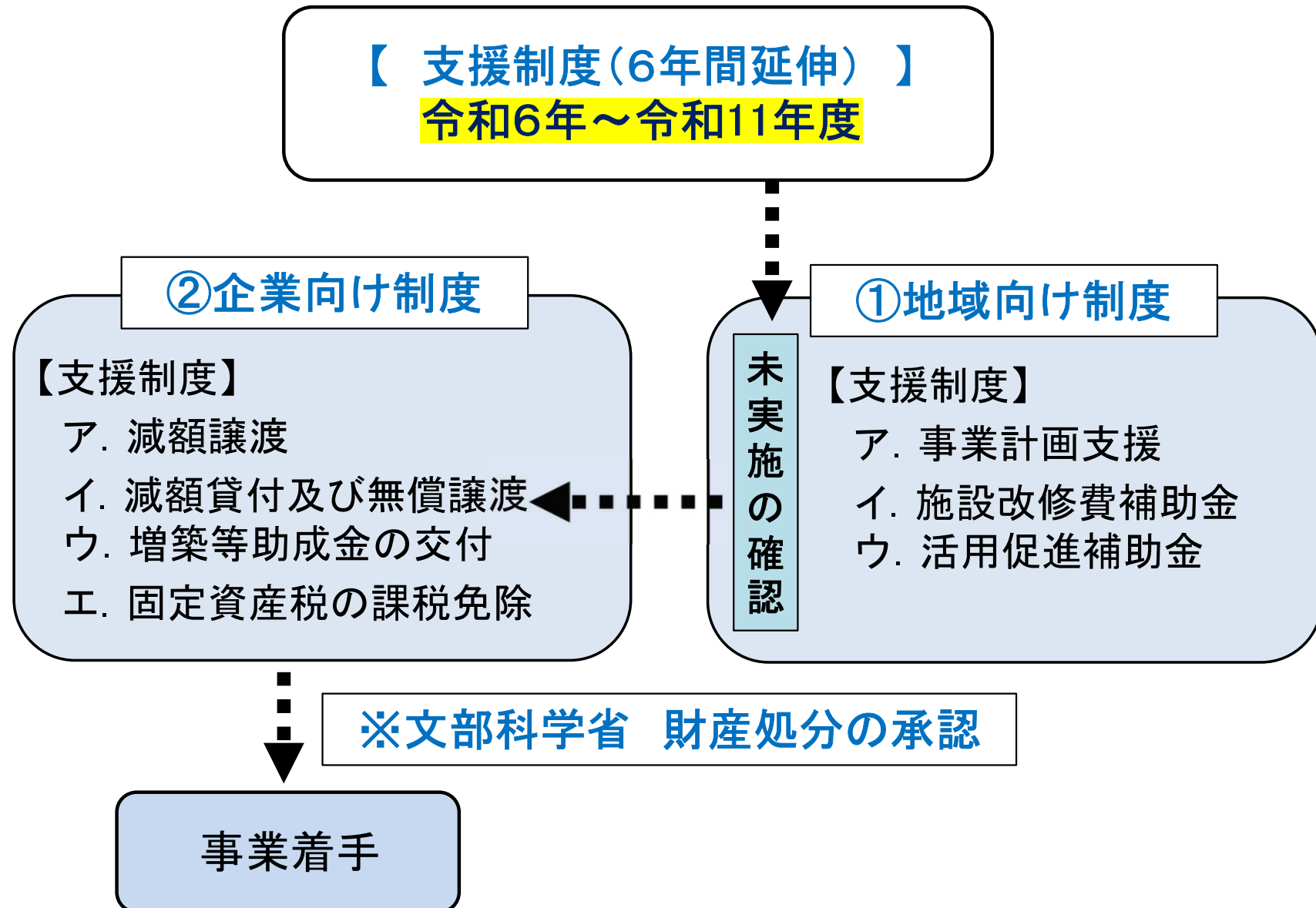
かのこ幼稚園 (旧青瀬小)

■市のメリット

1. 閉校となった地域で事業が営まれることにより、地域の活性化が図れる
2. 雇用が期待できる
3. 毎年発生している維持・管理経費等を抑制できる …等

※ 制度の詳細は、遊休公共施設等利活用促進条例をご確認ください。

■閉校跡地利活用制度フロー





薩摩川内市 行政管理部
財産マネジメント課 財産活用グループ